

京都市告示第239号

京都市梅小路公園の指定管理者である財団法人京都市都市緑化協会から、京都市梅小路公園条例施行規則第2条規定に基づき、供用時間の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成30年8月1日

京都市長 門川 大作

期間	区分		供用時間
平成30年8月4日（土）及び 8月11日（土）	遊戯用	変更後	午前10時から午後8時まで
	電車	現行	午前10時から午後4時（7月 及び8月にあっては、午後5 時）まで

（南部みどり管理事務所）